

意見書

定例会最終日に、議員提出議案として次の意見書を原案のとおり可決しました。可決した意見書は、内閣総理大臣をはじめとする関係機関に送付しました。なお、意見書の内容は次のとおりです。

公立学校施設における防災機能の整備の推進を求める意見書

これまで公立学校施設は大規模地震や豪雨等の非常災害時には地域住民の防災拠点としての中心的な役割を担ってきました。

この度の東日本大震災においても、多くの被災住民の避難場所として利用されるとともに、必要な情報を収集また発信する拠点になるなど様々な役割を果たし、その重要性が改めて認識されています。しかし一方で、多くの公立学校施設において、備蓄倉庫や自家発電設備、緊急通信手段などの防災機能が十分に整備されていなかったため、避難所の運営に支障をきたし、被災者が不便な避難生活を余儀なくされるなどの問題も浮き彫りになりました。こうした実態を踏まえ、現在、避難所として有すべき公立学校施設の防災機能の在り方について、様々な見直しを求められています。

政府は、公立学校施設の学校耐震化や老朽化対策等について

は、地方自治体の要望に応え、毎年予算措置等を講ずるなど、積極的な推進を図っていますが、本来これらの施策と並行して全国的に取り組まなければならぬ防災機能の整備向上については、十分な対策が講じられていないのが実情です。

よって、政府におかれては、大規模地震等の災害が発生した際、公立学校施設において、地域住民の「安全で安心な避難生活」を提供するために、耐震化等による安全性の向上とともに、防災機能のいっそうの強化が不可欠であるとの認識に立ち、以下の項目について、速やかに実施するよう強く要望します。

記

1 公立学校施設を対象として、今回の東日本大震災で明らかになった防災機能に関する諸課題について、阪神・淡路大震災や新潟県中越沖地震など過去の大規模災害時における事例も参考にしつつ、十分な検証を行うこと

2 公立学校施設を対象として、避難場所として備えるべき、必要な防災機能の基準を作成するとともに、地方公共団体に對し、その周知徹底に努め、防災機能の整備向上を促すこと

3 公立学校施設を対象として、防災機能の整備状況を適宜把握し、公表すること

4 公立学校施設の防災機能向上させる先進的な取り組み事例を収集し、様々な機会を活用して地方公共団体に情報提供すること

5 公立学校施設の防災機能向上に活用できる国の財政支援制度に関して、地方公共団体が利用しやすいよう、制度を集約し、窓口を一元化すること

子ども「年20ミリシーベルト」基準の引き下げを求める意見書

東日本大震災による福島第一原子力発電所の事故は、放射能による深刻な環境汚染をもたらしました。その中で4月19日文科省は、学校等の校舎・家庭等の利用判断における放射線量の目安として、年20ミリシーベルトという基準を、福島県教育委員会や関係機関に通知しました。この基準は、屋外で3・8マイクロシーベルト/時に相当するとしています。3・8マイクロシーベルト/時は、労働基準法で18歳未満の作業を禁止している「放射線管理区域」0・6マイクロシーベルト/時

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。
平成23年6月20日
埼玉県八潮市議会
提出先 内閣総理大臣・総務大臣・文部科学大臣・国土交通大臣

以上の約6倍にあたります。

また、原発労働者が白血病を発症し労働認定を受ける線量に匹敵します。ドイツの原発労働者に適用される最大線量に相当します。原発労働者に対してさえ高い線量を子どもにあてはめることは決して許されません。

子どもは、大人に比べてはるかに感受性が高く、放射線の影響を受けやすいことは知られています。子どもが長時間過ごす学校に適用する基準値がこの数値とは、とても考えられません。

4月29日内閣官房参事を辞任した東京大学教授の小佐古敏荘さんも、「これらの学校では、通常の授業を行おうとしているわけ、その状態は、通常の放射線防護基準に近いもの(年間1ミリシーベルト、特殊な例でも年間5ミリシーベルト)で運用すべきで、警戒期ではあるにしても、緊急時(2、3日あるいはせいぜい1、2週間くらい)に運用すべき数値をこの時期に運用するのは、全くの間違ひであります。」と述べ、辞任理由のひとつに挙げて抗議しました。

また、この数値は、内部被曝を考慮していません。呼吸や食事などによって体内に取り込まれる放射性物質の影響を考慮していないということ。このように危険な状況下に福島の子どもの被曝量を最少におさえようという学校側の自主的な防護措置を妨げることにのみならず、

5月27日、文部科学省は、「福島県内における児童生徒等が学校等において受ける線量低減に向けた当面の対応について」を発表し、この中で、「年間1ミリシーベルトから20ミリシーベルトを目安とし」としながらも、「今後できる限り、児童生徒等の受ける線量を減らしていくという基本に立って、今年度、学校において児童生徒等が受ける線量について、当面、1ミリシーベルトを目指す」としましたが、依然として年20ミリシーベルトは撤回されていません。

よって八潮市議会は、政府に対し学校の利用基準、年20ミリシーベルトを1ミリシーベルトに引き下げるよう強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。
平成23年6月20日
埼玉県八潮市議会
提出先 内閣総理大臣・文部科学大臣・厚生労働大臣・経済産業大臣

用語 意見書とは

地方公共団体の公益に関する事件について当該議会の機関としての意思を意見にまとめたものです。

市民生活に重要な事柄であってもそれが国や県の仕事でなくて、市の力だけでは解決できないこともあります。このようなときには、市議会から国や県の関係機関に対して「意見書」を提出して積極的な解決を求めています。

●第2回定例会日程●

平成23年	本 会 議
6月 1日(水)	開会、開議、会議録署名議員の指名、会期の決定、諸報告、請願上程付託、議案第31号及び第32号の上程並びに提案理由の説明、質疑、討論、採決、議案第33号から第38号までの上程及び提案理由の説明
9日(木)	本 会 議 総括質疑(議案に対する質疑)、議案の委員会付託
10日(金)	総務文教常任委員会
	建設水道常任委員会
13日(月)	(午後1時)財政健全化調査検討特別委員会
14日(火)	福祉環境常任委員会
15日(水)	本 会 議 (一般質問)
16日(木)	本 会 議 (一般質問)
17日(金)	本 会 議 (一般質問)
20日(月)	本 会 議 委員会報告、質疑、討論、採決など、閉会